

写

議案第百十六号

三朝町農業共済条例の一部改正について

次のとおり三朝町農業共済条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十二年十二月十五日

三朝町長 松村喬成

昭和五十二年十二月六日 原案可決

三朝町議会議長牧田積

三朝町条例第

号

三朝町農業共済条例の一部を改正する条例

三朝町農業共済条例（昭和三十九年三朝町条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「水稻」を「水稻及び麦」に改める。

第五条第二項第二号及び第三号を次のように改める。

二 削 除

三 麦共済割

第二十条第一項第二号を次のように改める。

二 麦耕作面積 一〇アール

第二十一条から第二十四条まで中「陸稲」を「麦」に改める。

第二十五条に次の一号を加える。

二 麦については、発芽期（移植する場合にあつては移植期）から収穫をするに至るまでの

期間

第二十六條第一項第二号を次のように改める。

二 麦十一月十日

第二十八條第一項第二号を次のように改める。

二 麦十二月二十五日

別表第一の表中水稲の項の次に次の項を加える。

麦	/	町内全域	一五九円	七一%	四一一八%	三九八二%
---	---	------	------	-----	-------	-------

附 則

この条例は、鳥取県知事の認可のあつた日から施行し、昭和五十三年産の麦から適用する。